

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和3年3月8日(月)

開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時18分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 入 野 登志子

関 口 孫一郎 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 茂 呂 健 市 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 永 田 武 志

福 富 善 明 広 瀬 義 明 針 谷 正 夫

大阿久 岩 人

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	小 保 方	昭	洋
総 務 部 長	永 島		勝
危 機 管 理 監	福 田	栄	治
財 務 部 長	大 野	和	久
消 防 長	小 島		徹
総 合 政 策 部 副 部 長 兼 総 合 政 策 課 長	増 山	昌	章
シティプロモーション課長	石 川	い づ み	
蔵 の 街 課 長	清 水	孝	之
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	田 中	正	和
ス ポ ー ツ 連 携 室 長	茂 呂	一	則
地 域 づ くり 推 進 課 長	横 倉	延	男
都 賀 地 域 づ くり 推 進 課 長	川 又	俊	行
西 方 地 域 づ くり 推 進 課 長	狐 塚	光	紀
総 務 部 副 部 長 兼 総 務 課 長	瀬 下	昌	宏
職 員 課 長	小 川		稔
情 報 シ ス テ ム 課 長	須 見		誠
危 機 管 理 課 長	間 中	正	幸
管 財 課 長	岩 崎		充
財 政 課 長	小 野 寺	正	明
市 民 税 課 長	茂 木		隆
消 防 総 務 課 長	鈴 木	宏	之
予 防 課 長	栗 田		誠
副 署 長 兼 消 防 第 2 課 長	小 川	信	幸

令和3年第2回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和3年3月8日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第19号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定について
- 日程第2 議案第20号 栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第21号 栃木市特別会計条例の制定について
- 日程第4 議案第43号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第50号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて（旧小野寺北小学校）
- 日程第7 議案第51号 工事請負契約の締結について（都賀保健センター・都賀文化会館解体工事）
- 日程第8 議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）（所管関係部分）
- 日程第9 陳情第1号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める国への意見書採択を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第19号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） 皆さん、おはようございます。蔵の街課の清水と申します。よろしくお願いたします。

それでは、説明につきましては着座にて説明をさせていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第19号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定についてご説明をいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○蔵の街課長（清水孝之君） 失礼しました。すみません。では、起立のままで説明させていただきます。すみません。

議案書は1ページから7ページ、議案説明書は1ページでございます。初めに、議案説明書の1ページを御覧ください。提案理由であります。市民の文化意識の高揚及び地域文化の交流に資することを目的として、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設を設置するため、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例を制定することについて、議会の議決を求めらるのでございます。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の1ページをお開き願います。こちらは、議案第19号の制定文であります。

続きまして、議案書の2ページをお開き願います。条例案の内容についてご説明をさせていただきます。まず、第1条では施設の設置について、第2条では名称と位置について定めておりまして、名称を栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設とするものであります。

第3条では、当該施設を拠点として行う事業について定めておりまして、主に伝建地区の保存活用、情報発信、地域の活性化等を行っていくというものであります。

第4条では、これが2ページから3ページにわたりますが、施設の名称として、第1号ではガイダンスセンター、このガイダンスセンターは施設の管理や観光案内、情報発信を主に行う施設になります。2号で定めます交流館は、研修やイベントに活用できる集会施設とするものでございます。

第5条では、利用時間について定めておりまして、利用時間をガイダンスセンターにおきましては午前9時から午後6時まで、交流館につきましては午前9時から午後9時までとするというものであります。

第6条では、休館日について定めておりまして、休館日を毎週月曜日と定めるほか、年末年始において12月29日から翌年1月3日までとするというものであります。

第7条から次のページの第10条までは、利用の承認に関する事項を定めております。

第11条では、使用料について定めておりまして、失礼ですが、ページをちょっとめくっていただきまして、7ページを御覧願います。ここに別表がありますが、交流館の多目的施設の利用区分ごとの使用料とするとしております。この多目的室は、1つの部屋を3つに分けて使うことができまして、1室で使う場合、あるいは2室、3室で使う場合というふうな料金体系になってございます。

お手数ですが、再度4ページにお戻り願います。第12条では使用料の減免について、第13条では使用料の不還付について定めています。

5ページに移ります。第14条では原状回復の義務について、第15条では損害賠償の義務について、第16条から、ページをまたぎまして、第19条までは指定管理者による管理の規定などを定めております。

また、第20条では委任の事項について定めておりまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和3年7月1日から施行したいというものであります。

以上で栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 説明ありがとうございました。

最後の附則のところ、日にちがずれてくるということは、もう一度聞かせていただけますか。議案書の6ページの下の方に、附則の条例は令和3年7月1日から施行する。ただし、こっち側が11月1日から施行すると。ずれの部分をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） 実は交流館につきましては、現在建築が始まっている段階でございます。まだ完成していない状況でございます。ですから、令和3年の7月1日の時点では、まだちょっと完成が見込めないということで、こういう表現にさせていただいております。

○委員長（中島克訓君） いいですか。

大浦委員。

○副委員長（大浦兼政君） おはようございます。月曜日が定休日ということでございます。これ栃木市の町なか全体に言えることなのですが、どうしても何か月曜日が街全体が暗いイメージがありまして、栃木市としてその休館日を月曜日に行っているという考えをまずは聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） 休館日につきましては、この施設の場合、蔵の街観光館の条例を参考にさせていただいたということもございまして、町なかの商店街とかが休みになる時期に合わせたほうがよろしいのかなということもありまして、この休館日を定めさせていただいたところでございます。

○委員長（中島克訓君） 大浦委員。

○副委員長（大浦兼政君） 想像どおりの答えなのですが、実は過去に「アド街ック天国」で栃木市が日曜日の中継をして、次の日に来るお客様が、月曜日休みだったという話をすごく聞いておりまして、観光で力を入れようとする街がこういうやり方はどうなのかと思っております。また、指定管理をするのであれば、年中無休を条件にすることで、民間は何とも思わず交代制でやれると思っております。街全体が月曜日が休みなのだという考えを少しずつなくしていただき、未来に向けたまちづくりを考えていただきたいと思います。要望で構いませんので、お願いします。

○委員長（中島克訓君） 要望ということで。

○副委員長（大浦兼政君） はい。

○委員長（中島克訓君） ほかにありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 入野委員とちょっと重複するところなのですが、7ページで交流館多目的室の利用料金、価格が載っていますけれども、これの根拠についてお示しいただければと思い

ます。

○委員長（中島克訓君） 清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） この利用料金につきましては、財政課のほうで何年かに1遍、公共施設の使用料の改定の計画をしているところなのですが、それに伴う算出シートに基づきまして、施設の運営に係る費用とか、そういったものを参考にして平米当たりの単価を割り出して設定したものでございます。おおむねほかの公共施設と同じような金額にはなっているかと思っております。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 適正だよというふうに理解させていただきます。

続けていいですか。

○委員長（中島克訓君） どうぞ。

○委員（福田裕司君） あと3ページの第5条、拠点施設の開館時間なのですが、ガイダンスセンターが午前9時から午後6時まで。あと交流館のほうは午前9時から午後9時までと。これについても、その開館時間の根拠についてお示しいただければと思います。

○委員長（中島克訓君） 清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） これにつきましても、おおむね類似施設の開館時間等に合わせて設定させていただいたところでございますが、交流館については夜間の利用もあるということで、9時から夜の9時までという形になっております。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと、その後ろの行で、「ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を一時的に変更することができます」と、大体想像はつくのですけれども、この市長が特に必要があるという想定、内容についてお示してください。

○委員長（中島克訓君） 清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） これにつきましては、どんな緊急事態とか、そういったものがあるかも分からないということもございますので、そういったときに対応できるような規定を設けさせていただいたところでございます。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これも、先ほど大浦委員のほうから出ましたように、この時間についてどうのこうの言うわけではないのですけれども、やはり入館者が多いですとか、そういうのも条件の一つになるのではないかなと思うのです。やっぱり栃木市の発展に寄与できるような、見直しという言い方おかしいのですけれども、そういうのも考えながら進めていただければと、これは要望になります。

○委員長（中島克訓君） 要望でよろしいですね。

ほかございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 3ページなのですが、先ほどから出ていますガイダンスセンターと交流館の件でちょっとお聞きしたいのですが、ガイダンスセンターは管理情報案内をメインにやられるということなのですが、これは嘉右衛門町重伝建地区をメインにやるのか、それとも市内全域をやるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） 基本的には、嘉右衛門町の伝建地区の拠点施設ということですので、伝建地区の案内が主になるかと思うのですが、一応栃木市の蔵の街地域全体の案内もできるようなことを考えてはいるところです。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） これから観光客を増やすに当たっては、やはり車での訪問、電車等の訪問ということもありますので、今度駅前にできますけれども、やはり私はせっかくできるのであれば、ガイダンスセンターにそういった広範囲での観光案内ができるような考え方を提供していただきたいと思います。それは私の要望です。

それと、交流館なのですが、先ほど出ていますけれども、その広さ、面積、あと収容人員をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 清水蔵の街課長。

○蔵の街課長（清水孝之君） 交流館の面積、平米で申し上げさせていただきますが、235.31平米を予定してございます。この交流館の施設で入館できる人数につきましては、全体を使って大体100名ほどが会議等で使えるような集会施設にしたいと思っております。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
議事の終了した執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。
ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第2、議案第20号 栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） それでは、よろしく願いいたします。ただいまご上程をいただきました議案第20号 栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は8ページ、9ページ、議案説明書はその1の2ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の2ページを御覧ください。提案理由であります、新型コロナウイルス感染症対策及び地域経済対策の財源確保を目的といたしまして、昨年7月から実施いたしております副市長及び教育長の給与の減額につきまして、本年4月以降も継続いたしたいため、栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の8ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、次の9ページを御覧ください。条例案となりますが、第1条は趣旨規定でありまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、副市長及び教育長の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における給与月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例に定める額から、副市長においては15%、教育長においては10%を減額し、また期末手当の算定の基礎となる給料月額につきましても、それぞれ同様に減額するというものでございます。

附則であります、第1項につきましては、条例は令和3年4月1日から施行する。第2項につきましては、この条例は令和4年3月31日限り、その効力を失うというものでございます。

なお、今回の条例制定により、共済費を含めると年間約350万円の削減が見込まれます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 第2条です。この副市長と教育長の減額期間ということで、1年間設定してあると思うのです。今盛んにニュース、テレビ等々で放映していますコロナウイルスのワクチンなのですが、まだ接種状況というのは分からないのですけれども、いい方向には向かうのではないかなと予測されます。終息までには至らなくても、この人数とかがある程度減ったときにも、この期間の変更はないのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 現状におきましては、こちら我々事務方の意向というよりも、副市長等の意向を踏まえますと、やはり1年間ということでお話を頂戴しているところでございますので、この1年間ということ条例どおり実施してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと関連なのですけれども、併せましてほかの近隣自治体の状況が分かりましたら、お示ししていただきたいなというふうに思います。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 近隣市、県内の状況になります。新聞報道等で皆さんもご案内のとおりかと思っておりますけれども、宇都宮市、大田原市、小山市で実施する予定でございます。宇都宮市においては市長、副市長、教育長、こちら10%の削減、大田原市、市長、副市長、教育長、こちら20%、小山市につきましては市長、副市長、教育長、こちら15%の削減、そういったものを予定されているようです。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。
ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第3、議案第21号 栃木市特別会計条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第21号 栃木市特別会計条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は10ページ、11ページ、議案説明書はその1の3ページであります。

まず、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の3ページを御覧ください。本条例の提案理由であります、栃木インター西産業団地造成事業及び平川産業団地造成事業の開始に当たり特別会計を設置する必要があるため、栃木市特別会計条例を制定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます、次に議案書によりご説明させていただきますので、議案書の10ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、次の11ページを御覧ください。栃木市特別会計条例であります、地方自治法の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、設置するものであります。この条例により設置する特別会計及び当該事業につきましては、（1）栃木インター西産業団地特別会計が栃木インター西産業団地事業、（2）平川産業団地特別会計が平川産業団地事業であります。

次に、附則であります、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明のほうは終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） よろしく申し上げます。この特別会計におきましては、栃木市の発展に寄与する事業だということは理解しております、致し方ないかなというような判断はしておりますが、栃木インター西産業団地特別会計につきましては9億2,210万円、そして平川産業団地特別会計のほうでは5億3,246万円というように、両方合わせて14億円を超える特別予算になると思いま

す。これは質疑というより要望になるのですが、特別会計の特徴としましては、やはり一般会計とは別に会計設けて、特定の歳入歳出を一般会計と区別して経理して事業を資金運用をしているということで、これは前、大野部長からもございましたけれども、やっぱり特別会計やってはいかぬということではなくて、それが増えてきますと、やっぱり栃木市の財政面では大きい影響になるのかなというふうに思いますので、例えば一般会計ほどその歳入歳出のチェックが、要するに年度内に終了する工事は意外と少ないのです。年度をまたいでしまうのですか。我々議員も単年度の収支というのは結構注意深く見ているところなのですが、何年かにわたってとなるとやっぱり薄くなる。いいかげんにやっていないとは思うのですけれども、この辺過去を見ていまして、その特別会計で繰越金だとか多額の剰余金だとかというのが出ている傾向にありますよね。そういうのが抑えられれば一般会計のほうにもうまく運用できると思いますし、お願いというところは、そこをきちっと改めて見てやっていただきたいなというところを要望したいと思います。

○委員長（中島克訓君） 要望ということで、説明はよろしい……

○委員（福田裕司君） あれば。所感があれば。

○委員長（中島克訓君） 説明を。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） 委員おっしゃるとおりだと思います。基本的には、一般会計の繰り出しを極力抑える、基本的には独立採算ではないですけれども、企業会計を含めてその会計の中で収支のバランスを取っていただくというような形もあり、あえて特別会計に出して、その中でという趣旨もございますので、一般会計のほうからの負担が極力減っていくような形で、調整を図りながら財政運営のほうは進めていきたいと、そのように考えています。

○委員長（中島克訓君） 大野財務部長。

○財政部長（大野和久君） ご指摘のとおり、確かにこれ長期にわたって工事を継続いたします。ですから、途中での経過報告というのがなかなかできない面はございます。ただ、既にご案内のとおり、なるべく早く一部で分譲ということも考えていますので、適宜議会のほうには情報提供をして、現在このような進捗状況になっていますという報告はさせていただきたいと思っております。

○委員長（中島克訓君） ほかございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それと似たり寄ったり、予定期間というのはどのぐらいの予定をしているのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） 特別会計条例、事業2つありますので、それぞれの事業が終了した段階で特別会計自体も廃止というような流れになるかと思いますが、現在所管課のほうに聞いておりますのが、栃木インター西産業団地のほうが事業期間が令和7年度で、平川産業団地のほうが令

和10年度を現時点では見込んでいるというようにお伺いしております。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様には退席してもらって結構です。ご苦労さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第4、議案第43号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

栗田予防課長。

○予防課長（栗田 誠君） ただいまご上程をいただきました議案第43号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は150ページから153ページ、議案説明書は80ページから87ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の80ページを御覧ください。提案理由であります、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、1として、字句の整理を行うこと、2として、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めること、3として、届出を要する火を使用する設備等の設置に急

速充電設備を加えることとさせていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。次の82ページ、83ページをお開きください。第8条の3第1項中、「固定酸化物型燃料電池」及び「第44条第10号」を「固体酸化物型燃料電池」及び「第44条第11号」に、第2項中、「固定酸化物型燃料電池」を「固体酸化物型燃料電池」に、字句の整理を行うものであります。

また、下段の11条の2ですが、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めるもので、第1項中、「変圧して、」の次に「電気自動車等（）」を、「原動機付自転車をいう。」の次に、「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改めております。

さらに、第1号として、「急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための処置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。」という建築物からの離隔距離の確保に関することを加えております。

次の84ページ、85ページをお開きください。第1号から第3号を1号ずつ繰り下げ、第2号から第4号としております。

次に、第4から6号を第5から7号といたしまして、「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改めております。

次に、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、第12号の次に第13号といたしまして、「コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号について同じ）」について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を要するものにあつては、この限りでない。」というコネクターに必要な措置についてを加えております。

次に、第14号といたしまして、「充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。」、また「充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の液量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること」という充電ケーブルに必要な措置を加えております。

次に、第15号といたしまして、複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。」という開閉器に必要な措置を加えております。

また、第12号を16号といたしまして、イ後段を削り、同号にウといたしまして、「温度の異常を

自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」、エといたしまして、「制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」という急速充電設備に蓄電池を内蔵している場合に必要な措置を加えております。

次の86ページ、87ページをお開きください。前号から続きまして、第13号、第14号を第17号、第18号にそれぞれ繰り下げております。

第44条ですが、届出を要する火を使用する設備等の設置に急速充電設備が加えられることから、第14号を第15号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に第10号といたしまして、「急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）」を加えるものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。議案書の150ページを御覧ください。151ページから152ページは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

153ページの附則につきましては、令和3年4月1日から施行するというものであります。また、経過措置につきましては、この条例の施行前に設置されたものについては、従前の例によるというものでございます。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 単純な質問になるのですが、議案書の151ページの第8条の3項で、固定酸化物型燃料電池を固体酸化物型燃料電池ということで、固定が固体に変わっただけのようなのですが、この違いがよく私分からなくて、この変わった理由と根拠についてお示しいただきたいなというふうに思います。

○委員長（中島克訓君） 栗田予防課長。

○予防課長（栗田 誠君） その件であります。文字の変換間違いによるものになります。以前に作ったときに打ち間違えたということでもあります。申し訳ありません。

○委員長（中島克訓君） では続き、福田委員。

○委員（福田裕司君） もう一点、すみません。この条例の制定というのは、栃木市の火災予防条例は、恐らく今後この電気自動車の普及増に伴って新たに出てきた条例ではないかなというところは予測できるのですが、これによって栃木市への影響、栃木市としての影響、当然条例が変われば、それに見合ったものに変えていかなければいけない。例えば急速充電設備というのも現状であると思うのです。それと、電気自動車所有者というのも何人かはいると思うのです。その辺はどうお考えなのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 栗田予防課長。

○予防課長（栗田 誠君） 今回の改正に伴いまして短時間で充電が可能となることから、今後はコンビニエンスとかそういったところ、これまでもあるのですけれども、そういったところに充電設備の設置が増えるのではないかと考えております。栃木県は、首都圏からある程度の距離がありますので、そういったときに利便性がよくなるような設置が行われるのではないかなと思います。それに伴いまして、消防としてはそういった施設の維持管理のほうに十分注意するよう、注意喚起のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 施行期間についてご説明がございまして、令和3年の4月1日からということなのですが、例えばこの新しい条例、以前に入ったものは従前の規則にというお話あったと思うのですけれども、例えば罰則等はないのでしょうか。これに当てはまらなかった場合の罰則。新しく納入するというのは、当然この条例に見合ったものを造っていくとは思いますが、要するに既に、そういうこの条例に反して持っている設備についての罰則、それとか対応方法とか、その辺教えていただきたいなと思います。

○委員長（中島克訓君） 栗田予防課長。

○予防課長（栗田 誠君） 現段階で、この新しい条例のほうに該当させて罰則となるような施設は今現在ございません。よろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 福田委員、よろしいですか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 何となく見えた。高速充電器の話なのだと思うのです。その電池がどうのこのの、今なんか表示間違えたというような感じだったのですが、具体的には対象物は、これから普及されるだろう燃料電池の電気自動車が具体的な対象と、もう一つ電気スタンドというのですか、充電スタンドの話でよろしいでしょうか。まず、確認をさせてください。

○委員長（中島克訓君） 栗田予防課長。

○予防課長（栗田 誠君） そのようなことになります。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、今私もちょっと勉強不足で申し訳ないのですが、スタンド自体の設置の管理者は、消防が基本的にこれからなるということの解釈でよろしいでしょうか。設置届です。

○委員長（中島克訓君） 栗田予防課長。

○予防課長（栗田 誠君） これまでの急速充電設備というのは50キロワット以下なもので、これまでは届出等は必要なかったのですけれども、今後は200キロワットまで拡大ということで、届出が必要になります。それに伴いまして、これまで消防のほうではノータッチでいたものを、今後は届

出に伴いましての消防検査等を行って、安全を確保するような動きになると思います。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 細かい説明ありがとうございます。

私も、専門的な分野が多くてちょっと理解できない部分があるのですが、理解できないまま議案は賛成ですよというわけにはいかないものですから、もう一回ちょっと確認したいのですが、この改正の大きな目的、それと我々にも分かりやすい、この辺がこういうふうになるのだよというのをちょっと教えていただきたいと思うのです。それが分かれば判断基準になるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 栗田予防課長。

○予防課長（栗田 誠君） 今回の改正に伴うその背景、そういったものをちょっと説明させていただきたいと思います。

今後出力50キロワットを超える電気自動車の普及が加速しそうだということで、それに伴いまして、これまでよりも危険度が増すということになりますので、その維持管理及び機器の設備関係、そういったものについて消防のほうでも細かく見て、安全を確保した上で電気自動車を取り巻く利便性を向上させたいという、そういった流れです。よろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今2名の委員さんから質問があったのですが、ちょっとそれを踏まえて、分かりやすい、これがこういうふうになるのだよというのを、専門的な言い方、言い回しだとちょっと分からない部分があるので、もしそれが説明できるのであればお願いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 小島消防長。

○消防長（小島 徹君） 今ある充電器というのは出力50キロワット未満で、これからは、4月以降からは200キロワットということで、電気自動車も今航続距離を延ばすために、より大きなバッテリーをしまったものがこれから普及されていくのかなと思います。それで、その大きなバッテリーを50キロワット未満で充電していきまると、充電時間が1時間なり2時間なり延びてしまいます。それを緩和するために200キロワット未満にして、今、天谷委員が言ったことではないですけども、ガソリンスタンドではないけれども、その充電スタンドみたいなのを造りやすいように充電時間を短くするというので、このような規制になっています。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 分かりました。それに伴っての、ちょっといろいろ細かい部分の改正ということでよろしいわけですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様には退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第5、議案第47号 栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） ただいまご上程をいただきました議案第47号 栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は160ページ及び161ページ、議案説明書は説明書その2の100ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書その2の100ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市民憲章が制定され、所期の目的を達成したことから、栃木市市民憲章審議会を廃止するため、当該条例を廃止することについて議会の議決をお願いするものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます、説明書には記載はございませんが、審議会での審議及び制定の経過につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、審議会での審議でございますが、令和元年6月3日に学識経験者や市民の方、合わせて12名の方に委員を委嘱し、5回の審議会及びパブリックコメント等を経まして、令和2年3月25日に市

民憲章原案を市長に答申したところでございます。

次に、制定の経過でございますが、審議会の原案に基づき、令和2年6月定例会におきまして、栃木市民憲章の制定についてを議決をいただき、新生栃木市10周年記念式典が開催されました令和2年10月10日に制定したところでございます。なお、審議会条例におきましては、委員の任期は委嘱の日から市民憲章を制定する日までとすると規定しております。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の160ページを御覧ください。こちらは議案のかがみとなりますので、161ページをお開きください。条例案でございますが、本則におきまして、栃木市市民憲章審議会条例を廃止することを、附則におきまして、この条例を公布の日から施行することを規定しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第47号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席して結構です。ご苦労さまでした。

執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

○委員長（中島克訓君） ここで暫時休憩を入れたいと思います。

（午前 9時55分）

○委員長（中島克訓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第6、議案第50号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて（旧小野寺北小学校）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第50号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについてご説明申し上げます。

議案書は166ページから167ページ、議案説明書は105ページから107ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書その2の105ページを御覧ください。提案理由であります、学校法人栃木シティ学園の校地校舎として、株式会社日本理化学工業所に土地及び建物を無償で譲渡すること及び土地を無償で貸し付けることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文及び参考につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書をご説明申し上げますので、議案書の166、167ページを御覧ください。学校法人栃木シティ学園が専門学校開学のための校地校舎として、株式会社日本理化学工業所に土地及び建物を無償で譲渡すること及び土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の譲渡（1）譲渡財産の表示であります、旧小野寺北小でございます、アの土地が栃木市岩舟町小野寺字足洗2113番3ほか5筆で、合計面積は1万4,229.89平米でございます。イの建物につきましては、校舎を含むほか5棟でありまして、面積は3,972.27平米でございます。

（2）の譲渡日につきましては、令和3年5月1日でございます。

2の貸付けでございますが、167ページを御覧ください。（1）の貸付財産の表示、所在が栃木市岩舟町小野寺字足洗2125番ほか1筆で、面積が1,220平米でございます。こちらは、所有権移転されていない土地2筆が残っており、市有地とする手続を現在進めておりますが、その2筆を貸付けするものでございます。

（2）貸付期間であります、令和3年5月1日から令和23年3月31日であります。

3の譲渡及び貸付けの相手方ありますが、東京都品川区大井1丁目20番6号、株式会社日本理化学工業所、代表取締役大栗崇司であります。

4の譲渡及び貸付けの条件ありますが、無償譲渡及び貸付けする土地建物は、学校法人栃木シティ学園、いわゆる専門学校の校地校舎として使用するものとし、他の目的に供してはならないというものです。

以上で議案第50号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについての説明を終了させていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 説明ありがとうございました。

この件に関しましては、1月の15日の議員研究会から3回ですか、議員研究会をやられて、一般質問でも議題に上がって、なおかつ総務常任委員会のこのメンバーでもあって、なおかつ5日の日には市長も出席をされての議員研究会がされたということは、どんなに重要なことなのかなということを改めて感じています。また、私たち公明党は、この専門学校を造るということにはもう大賛成でありますので、それを前提としています。しかし、そこまでくるところが疑問に思っているので、今日はその点をちょっと確認をさせていただきたいと思います。今までの流れは、いきさつは、もう何度もお聞きしていますので、その中でまとめた部分でお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回ののは財産の無償ということなので、財産的としてはどれだけの資産価値があるのかということをお伺いしたいと思います。市がやったものもあるかもしれないし、研究会の中では、日本理化学工業所さんが不動産鑑定をしたということもお聞きしていますので、どちらでもいいのですが、資産として、財産として、これだけあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） 入野委員のご質問にお答え申し上げます。

一応日本理化学工業所のほうで不動産鑑定をかけておりますので、そちらが正式ということでお答えさせていただきます。建物のほうが約8,000万円、それで土地のほうが約7,000万円ということで、合計1億5,000万円という資産価値があると思います。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました、ありがとうございます。日本理化学工業所さんが鑑定をしたところで、1億5,000万円の学校と土地の価値があるということでは言っていました。

このようなことは今までにも、今回厳しい状況の中で私たちに投げかけられているのですけれども、今まででもこういったことはあったのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 小保方総合政策部長。

○総合政策部長（小保方昭洋君） 本市の例で申し上げますと、旧寺尾南小が過去に廃校を利活用ということで、公募等かけた経緯はございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 過去に寺尾南小があったということで、私たちもその経過と結果も伺っております。なかなか廃校になった後の利活用は難しいのだなということもよく理解をしています。

今回5日の日に議員研究会と、あと古沢議員の質問の中で、新聞にもちょっと書いてありますけれども、市長は有償でまずお願いしたわけですね。大川市長は何とか有償で職員に交渉を頼んだが、相手にのんでもらえなかった。質問とかの中でもこのようなことを、やむを得ず無償になったということをおっしゃっていたのですけれども、その交渉は認められなかったという内容はどうということだったのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） 3月5日の議員研究会の際に、市長のほうで再三にわたり交渉を行ったということだったのですけれども、やはり何とか有償で購入していただけないかということで、再三にわたり交渉を行いました。ただ、日本理化工業所としては、調整池の整備費や、それとあと校舎の改築等の費用が少し大規模にかかることから、日本理化工業所のほうでは何とか無償でお願いできないかというところで、無償と有償の交渉が行われてきたところでございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。確かに今まで子供の小学校だったのだから、今度それを専門学校、大人が使うわけですね。18歳から20歳ぐらいでしたか。となると、水道だったりいろんな、トイレだったりとか、みんな形が違うわけですから、改修しなければいけない、これは分かります。さらに、民間が使うのだから調整池も必要ですよ、これも分かります。だけれども、交渉というのは、市長が有償でお願いしてきてくださいよと言っていて、相手が、いや、無償ですと言ってきたときには、この交渉はもう続かないのではないのでしょうか。終わりですよと思うのですけれども、ここを無償でいい、無償しか駄目なのですと市長に報告をして、市長はそれでやむを得ないでしょうと、ここで受けるわけですが、この判断は誰がしたのでしょうか。本当にもうここが疑問なのです。最終的に、総務で集まったときに二役で決めましたというのは聞きました。でも、ここまでいく、市長は有償でと言っているにもかかわらず無償になっていったところには、誰かの何かがあったのではないのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） お答えいたします。

特に何もございませんでした。ただ、市長がおっしゃるように、再三にわたって協議は重ねてきたことは確かでございます。ただ、最終的には市のほうの見解として、無償でいこうということになりまして、判断したものでございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） でも、ちゃんと市長は有償でお願いしたのだから、職員さんをお願いをした、でも駄目でした。それで市長は受けてしまうわけですか。トップの言うことは、ある意味、職

員はそのように動かなければいけないと思います。それが行政マンだと思えば、そういう流れでいくのではないのでしょうか。ここを無償に、結局無償にしたということは市のほうで決めたいけれども、市長も納得して無償になっていますけれども、誰かが言わないと決まらないですね。だって、市長は有償でお願いしますよと、こう言っているわけですから、もう一回お願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 小保方総合政策部長。

○総合政策部長（小保方昭洋君） 交渉の中では有償でということをお願いを申し上げたところですが、その際に、有償で購入するのであれば、それに見合ったような形での支援もお願いしたいというようなお話もいただきましたので、それはできないということで交渉が物別れに終わりました。そのことを二役にもお伝えをしたところでございます。結局もし今回3月議会にご提案させていただけないようであれば、専門学校の開学そのものが危ないというようなことで話もいただきましたので、そういったところを相対的に判断をして、最終的に無償でもやむなしという形でご提案をさせていただいたというところでございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。

では、ずっといろんな資料を見させていただいている中で、3月10日の審議会に、そこに書類を提出しなければいけないわけですね。でないと学校が進まないわけですから。でも、ここでやってくださいよと、多分日本理化工業所さんのほうから強く言われたと思うのですけれども、でも民間だからスピード感を持ってという方もいます、これは当然だと思いますけれども、でも行政はきちんと手続を積んでやらなければいけないというのが行政だと思うのです。ここに焦点を当てて市が動いたということで理解してよろしいですか。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） この3月10日、県の審議会のほうに焦点を当てて動いていたのは確かでございます。ただし、その日程に際しましても、僅かな時間でもしっかりと、市の正式な手順を進めるように心がけていればよかったのでしょうかけれども、本当にこの県の審議会に焦点を当てていたために、このような動きになってしまったことをおわび申し上げます。すみません。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 何度も申し訳ございませんと伺っているのですけれども、私たち議員はこれでいいのですかと。今回も議会にかかっている、議決してほしいという要望でここに上がっていますけれども、こんな大事なことを本当に短い期間の間で、言われたから、はい、分かりましたと。小野寺北小学校が専門学校にならなかつたら大変なことになる、皆さんお願いしますよと、市長はみんなにお願いしているわけですね。でも、こんな大事なことを短い期間で審議して許可してくださいよ、はい、分かりましたと私たちは言えないです。それで、議会が始まる前に、9会派のうち6会派が取り下げてほしいとありました。そのときは、その駄目ではなくて、もう少し時間が欲

しいという思いで、取り下げてくださいという思いでありました。決して学校が駄目ということではないので、それは理解していただきたいのですけれども、それでその後に、議長から市長に言って検討されて、その後、いや、出しますよと、こうおっしゃったわけです。この期間のやり取りは何かあったのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小保方総合政策部長。

○総合政策部長（小保方昭洋君） 議長のほうからそういったお話を伺いまして、その件については二役とも相談をさせていただきましたが、やはり今回この定例会にかけないと専門学校というところが厳しい状況かなというところで、最終的には提案をさせていただきたいというような経過になってございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 大変厳しい状況の中で執行部の皆さんやられているのだというのは、よく伝わります。日本理化工業所さんが、ここでなければ許されないと言っていることと、市のほうからいいよと、多分大丈夫よと、ここに返事をされたから日本理化工業所さんは動いているのだと思うのです、多分去年の時点で。無償でもいいよ、分かりました、はい、ではやらせていただきます、もう市のトップの方がいいよと言われれば、絶対民間の方はそのまま動くと思うのです。ここに出された以上は、結果としてマルかバツかで決めていかなければいけない私たちだと思うのです。でも、本当にそうではなくて、その前の段階でもう少し、その専門学校ができる、いい条件でできるためにはどうしたらいいかなと。資料を出すのが遅かったとおっしゃっていますけれども、遅かったではやっぱり済まされないと思うのです。本当に市長のほうから有償でやりたかったとおっしゃっているのにもかかわらず、担当の方をお願いしたけれども、駄目でした、ああ、そうですかなんて聞けることではないと思うのです。やっぱりトップの方が、そういうふうな考えがあるならば、職員の方は付度をして、そのように動くのが行政だと思っています。こんな大事なことを、そしてこの議案に載っていますけれども、部長のいろんな資料の中にも書いてありましたけれども、今までなかったことですね、このようなことが。ここの議案書にも書いてありますけれども、他の法令にも条例にもない、それをこの96条でもって議員の皆さん認めてくださいよとお願いをしている。認めた私たちは、今度議員が認めたのですからねと、責任を私たちが負うことになるのではないかと、そのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 執行部、答弁をお願いします。

茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） そこは執行部と議員様、それぞれ責任を負う形になるかと思えます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 5日の日に資料をいっぱい頂いた中の一番最後のところに、最後の資料で

すけれども、そこに無償譲渡の法的根拠の問いについて回答します、今回の財産処分については、市が評価のある、さっき1億5,000万円とおっしゃいましたよね、公有財産を無償で譲渡、貸付けを行うことについて、ほかの法令また条例等に定められていないことから、だからどこにもその法律が書かれていないのです。いつも私たち条例いただいたときに、ただし市長の認められる何とかと1行あるではないですか。ここがない。法令もない。条例もない。なおかつただし書もない。そこにもって、96条でもって、ないから議員さんお願いしますねと、認めてくださいと言っているのが今回だと思うのです。法的にそれが議員に求められているということなので、この3月議会にかけられて可決されて、そのまま多くの議員さんが賛成されるから、そのままいくのだと思いますけれども、今回はではなくて、大事なことはここなので、やっぱり行政としてはきちんと正すべきだと思います。

もう一点は、やっぱり市長が言っていることに対しては、ちゃんと交渉して駄目でしたら終わってはいけないと思いましたが、難しい議案なので、本当に時間をいただきたいと思いました。

○委員長（中島克訓君） 要望でそれはいいですか。

○委員（入野登志子君） 要望で、はい。

○委員長（中島克訓君） 要望でよろしいですね。

ほか質疑はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 私も最初、この議案というか、このあれが出たときに、やはり無償というお話を聞いたとき、何でというふうに思いました。その後、様々な説明会とか資料とかを出していただいたりしまして、なるほど、こういう理由なのだなというのを何となく納得している状況であります。その中で、多分先ほど細かい交渉事もある、多分この間の市長の答弁、また資料だけではない部分も、細かいことはあるとは思いますが、究極にちょっと私が考えたのが、あれを解体して、解体費用が2億2,000万円、資産価値だと7,000万円、マイナス1億5,000万円になるということと、もう一点はそのまま、先ほどお話ありましたけれども、解体しないで売却した場合は1億5,000万円。ただ、それがちょっとどうなるか分からないという不安で、多分その無償譲渡という形になったということによろしいのか、確認させていただきたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） 青木委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それと、この話というのは、サッカースタジアムからちょっとサッカーの件で、岩舟町の小野寺地区に学校を造りたいという考えではなくて、ごめんなさい、地元住民のほうです、まず。地元住民から廃校後の小野寺北小を利活用していただきたいということと、あと日本理化工業所の思いが、多少のタイムラグはあるかもしれませんが、合致したと。その無償問題は、

後ほど出たということになるのですが、私はやはりいろんな考えがあるかと思うのですが、地域の要望書というのは、やはり重要視はまずすべき。こういった要望書に対して、まずそこを起点にして、いろんなことを考えて結論を出すということで今まで来たと思うのですが、この小野寺北小学校区の住民の方、ここは約420軒、1,102名の方が住んでいるというふうにお聞きしております。この間、3月1日、2日、3日で、3日間説明会がありました。この間もちょっと答弁がありましたが、私も参加させていただきました。そのときのご意見と、最終的に住民の方の総意という、考え方というのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） 3月1日から3日まで、小野寺北地区の上、中、下地区と入らせていただきました。その中では様々なご意見がございました。基本的には専門学校、先ほど入野委員さんがおっしゃったように、専門学校開学については皆様反対ではないと認識しております。ただし、反対者というか反対理由の中には、無償でどうなのだとか、なぜ入札しなかったのかと厳しいご意見等もございましたけれども、そのほかの住民の方のご意見といたしますと、ぜひとも小野寺北地区を今後専門学校開学に向けて盛り上げてほしい、また小野寺北地区に専門学校ができた後は、その専門学校で地元住民を対象にした雇用も確保できればありがたいというようなご意見等もございました。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 判断するに当たりまして、本当にいろいろ相対的に考えなくてはいけない部分と、また地元の方の要望も聞き入れなくてはいけないということではあると思います。私は、その小野寺北小が地元だけではなく岩舟地域、そして大きく見れば栃木市、専門学校については、新潟にもあるということを知りまして、新たな試みということで、私は栃木市が地元になるのかなというふうに思っております。ですから、考え方としては、その小野寺北小学区が地元だけではなく、私は大きな目で見て、栃木市が地元になるのではないかなというふうに考えております。

それと、ちょっとお聞きしたいのが、これから民間企業とのこういったやり取りというのは増えると思います。私は、この間もちょっとお話しさせていただきましたが、一自治体だけで物事を進めるといのは、なかなか難しい時代になってきているのかなというふうに思っているのです。民間活用です。やはりそういった共に伸びていくような施策を考えないと、自治体は生き残れていかないと思います。これ意見いいですか。

○委員長（中島克訓君） 簡略によろしく願います。

○委員（青木一男君） 私は、ちょっといろいろ言いたいのですけれども、私の考えは、やっぱり民間企業という考え方です。コラボして共に伸びていくという。でも、私としては近江商人、三方よしという言葉がありますよね。売手よし、買手よし、世間よしということで、この間説明会のときに、小野寺北地区の思い、日本理化学工業所の思い、栃木市役所の思いということで出ました。私も

一つ一つ見たときに、これはやはり利害関係の利のほうが多いなというふうに思ったのです、3者的に。ですので、私はこのきっかけ、これは本当に大きな問題で、本当に深く広く議論しなくてはいけない議案ですけども、私はその三方よしということで、役所も企業も、そして地元の方もよくなっていけばいいのかなというふうに考えております。それは私の意見です。

○委員長（中島克訓君） 今、要望ではないけれども、執行部からの意見はよろしいですか。

○委員（青木一男君） 何かあれば。

○委員長（中島克訓君） 小保方総合政策部長。

○総合政策部長（小保方昭洋君） ただいま委員さんおっしゃられたとおり、やはり自治体だけでいろいろ進めていくというのはどうしても限界ございますので、民間企業との連携というのは今後ますます必要になってくると思います。その上で、やはり適切な情報提供といいますか、共通認識を図れるように、執行部だけではなく市民の皆様、議会の皆様とも共通認識を図った上で進めていくということが、改めて大事なことであるというふうには認識をしたところでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、入野委員のお話の中で、情報の出し方や検討の期間の長さというのが問題になるというのは、議会全員が思っています。

確認のために聞きたいのですが、多分議会に対して最初に情報提供を出す場所というところ、正副議長に対してのヒアリングなのかもしれませんが、これをまず議会側に対して最初にアプローチしてきた、その最初に無償譲渡についてのお考えを正副議長にヒアリングしたのはいつだったのかお聞かせください。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） お答え申し上げます。

1月の初旬であったと記憶しております。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますと、研究会が1月15日だったということであれば、そのタイムラグはなく、ほぼ同時進行だったということで認識してよろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） タイムラグはなかったと認識して結構でございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） もうずっと議員研究会、伺うたびに私の頭の中にはてなマークがペペっとついてくる状態で、そこから一つ一つ疑問を取り除いてはきているのですが、今回の議案に関しては、やっぱり法令がない、条例がない、なのでできない、だから議員に委ねられている。結果的に、この議員が許可することによって責任が議員に来る、このようなことを行政マンが、行政側がやってはいけないと思います。ですので、学校ができることは賛成。だけれども、本当に喜んで造ってもらうための、その情報が遅かったこともあるけれども、これで、ではこれからそうしますだけではやっぱり駄目なので、今回が一番大事なので、今回に関しては議会にその責任が投げかけられているので、そのようなことはやっぱり許されないとしますので、今回の議案に関しては認めることができませんので、反対させていただきます。

○委員長（中島克訓君） ほかに討論はございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 私のほうは、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

少し長くなりますが、これまでの議案に対する経緯について述べたいと思います。このたびのこの議案第50号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについては、入野委員のほうからお話ございましたように、研究会3回、それとこの総務常任委員会の意見交換会ということで、議論は深くできたのかなというふうに感じております。様々なこの議論を聞く中で、これは私個人の見解なのですが、ちょっと述べさせていただきますと、この50号議案につきましては、民間企業の日本理化工業所、これはもう3年前から用地取得のため行政に要望書を出しているよと。それで、これは推測になってしまって申し訳ないのですが、私の感じたところは、これで行政側も、その廃校予定であった旧小野寺北小学校の跡地再利用という計画と利害関係が一致したのではないかなと、そういうところが推測されるところでございます。これに伴いまして行政側は、2019年2月、地元の実行組織、小野寺ふれあい会の総会において学校法人設立に伴う小学校跡地利用について説明しております。また、翌月の3月、小野寺ふれあい会から賛同を得るとともに、日本理化工業所に地元行事等での利活用を依頼したというような流れです。その後、2019年10月、また2020年2月に小野寺南小・小野寺北小学校準備会ですとか防災部会、合同役員などと意見交換をしております。そして、2020年3月に小野寺北小が廃校となっていると。その後、2020年5月に小野寺ふれあい会、栃木スポーツ協会岩舟支部などと意見交換をしております。2020年9月、日本理化工業所が令和4年4月開校を目指し、学校法人栃木シティ学園運営について県に事前相談しています。翌年の1月、地元に対して資料配布、そして1月15日、初めてここで議員研究会で我々議会に説明がなされたというのが、流れとしてはそういう流れだったのかなというふうに思っています。

この一連の進め方において感じ取れたのは、これ入野委員と同じなのですが、本来市有地

を管理する立場にある市役所が一般企業の主導の下、そこに相乗りして、廃校後の市有地の利活用に乗じた感というのは、本当に否めないのかなというふうに感じたところでございます。また、住民説明は大切ではありますが、その間議会には何の説明もなく、粛々と外堀を埋めてきていることも強く指摘しておきたいと思えます。

執行権は執行部側にあり、それを議決する権利は議会側にあることは、二元代表制の基本であることは明確であります。3月議会で上程するのであれば、1月の説明会ではなく、もっと丁寧で配慮した形での進め方があったように感じます。これにまた加えまして、この事業に関わる日本理化学工業所は、これまで遊楽々館の指定管理ですとかサッカー練習場、それとこの間見学へ行きましたサッカースタジアム建設など、岩舟町との関わりが非常に強く、行政との癒着など、行政との関係性を危惧する声も一部の議員から聞こえている状況でございます。研究会も含め、また一般質問においても疑問や疑念の訴えがあったことは事実であり、3月5日の研究会では反対意見の傍聴者も多数来て、強い憤りを示しておりました、私がこれ感じたのは、あの研究会では、2018年、斎場再整備事業のときに、西方地域のふれあいトークのときと何か同じような雰囲気の研究会变成ったのかなという気持ちでございました。一連のこの説明の中で、流れの中で、私個人の意見としましては、一応少数ではありますが、地域に密着した地元住民の民意があること、それと現状の旧小野寺北小学校の無償譲渡については、今回この機会を逃せば、本施設の維持管理面での損失や地域発展面の向上という観点からも、本市にとって損失面が大きいと予測されることから、やむを得ない状況と判断し、第50号議案に賛成といたします。

しかしながら、このたびの議案に対する議会への説明不足については、執行部の提案の仕方と事業を進める上での主導権の低さが大いに問題であり、このことについては猛省していただき、今回の反省を基に、今後も継続する、これからも続きます公共施設等の再整備に関わる施設の廃止や統廃合、複合化などへのガイドライン等の見直しを早急を実施することを要望するとともに、遅延のない情報の提供と、議会との合議制の重要度の強化を図っていただくことを厳守していただきたいと思えます。

加えて、日本理化学工業所という民間企業も、疑念であったり疑惑がある中ではございますが、今までのお話を聞いたときに、それを確実に証明するには至っていないように私は感じております。決して日本理化学工業所を擁護するわけではありませんが、角度を変えて、企業の立場になって考察するならば、これまでサッカー練習場の人工芝に約1億2,700万円、また用地取得費に約2,700万円、それと建設費に約1億円、サッカースタジアム建設費に17億円、それと今回の専門学校建設費に約1億円、総額で19億2,700万円を投資している事実もでございます。これだけの投資を栃木市にしているとともに、民間企業ということで、これは利益は追求すると思えます。当然慈善事業をしているわけではございませんので、そこには日本理化学工業所の社員さんもいて、その人たちの生活費、要するに給料もあてがわなければいけないというのが民間企業ではないのかなと。そういう観点か

らも、事業における経費節減の考えについては、ある程度理解をするところであります。

今後期待する効果については非常に未知数であります。学校が成功するかどうかというのは未知数です。ただ、希望は持てるのではないかなというふうに思うところでございます。官民一体となり、お互いの利益を追求していくことを切望しながら、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかに討論ありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私も福田委員同様、一応賛成という立場なのですが、先ほど福田委員が言いましたこの執行部の、ちょっと言い方を変えれば傲慢な進め方というようなものに、多分今回この議員さん、議会としてはみんな腹立たしく思っていると思います。私もその一人なのです。ただ、説明の内容を聞いた、結局そういうことが分かって、執行部は先に踏んだのだろうと思うのですが、それにしても議会を甘く見ていた、軽視していた。前回の研究会でも、私話しましたけれども、確かにあの小野寺北小の場所を確認した上で、土砂災害区域、それに市街化調整区域というもろもろのことを考えると、なかなかあそこに出ただけのところは少ないというのは、これは逆に推されるところで、先ほど福田委員が言いました、岩舟地域の土地の山のことを買っていただいたり、フルーツパークを支援していただいたり、ましてサッカースタジアムを造っていただいた。確かに社会的には、先行投資が非常に大変だというふうに思っております。そして、この学校の件も確かに未知数ではありますが、私はここで賛成をしていただいて、この栃木シティ学園またはそのフットボール関係、栃木市という名前を売っていただきたい。それには、かけ方が間違った。これに対しては本当に執行部は猛省をしてもらいたい。ほかにも幾つかあるのですけれども、場が違うので言いませんが、猛省をしていただいて、議会を軽視しない。それと、市民にはきっちりした情報提供をするということを確認をした上で、このシティフットボール関係を市民で応援していただければというふうな要望をつけさせてもらって、賛成とさせていただきます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかに討論ありませんか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。今回の件に関しましては、たくさんのご意見や全議員の思いというものを受けてのこの総務常任委員会だと思っています。やはり入野委員がおっしゃっている部分、情報の出し方、検討の期間の短さ、またそれだけでなく、無償自体を納得できないという議員もきつといると思います。ただし、今回の案件、賛成か反対かをする場合には、いろんな考えの中で決めていかなければならない。期間が短いにしても、こうして議案が出てきてしまった以上、決断を出すのが一人一人の責任である。それを感じた上で、美術館もそうでしたが、未来への先行、本当であれば、なくしてもいいのではないかという話も出たのも覚えています。し

かし、いろんな罰則、罰金もある中で、造るのだったらどういう利用をしていくことが栃木の未来になるかというものを考えていくというふうに、そのとき話が出たと思いますが、同じように今回 THE TOCHIGI CITY UNITEDが投資してくれている部分で、この小野寺北小に関しても、まさに確約がない中での未来の、私たちがどう投資をした上で期待をしていくかというところでございますので、ぜひ皆さんにはご理解いただき、その落としどころとしては、私は賛成をしていただきたいと思います。

ただ、一つ条件といたしまして、やはりその福田委員も天谷委員もおっしゃっていたとおり、再発防止の観点というのを強めなければ、今回は賛成しづらいのが私の本音でございますので、ガイドラインの作成はもちろん、その中でのルール、マニュアルを議会とともにしっかり作っていけるような形ができればいいと思っていますので、委員長にはお願いなのですが、そこら辺の部分をしっかりとした上で報告を作っていただければと私は思っていますので、ご検討をお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） ほかに討論はございますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私は、賛成の立場で討論したいと思います。

日本理化工業所さんとの関わりというのは、サッカー場の練習場でありました。あそこは、岩舟町でテニスコートを造る予定であったのですが、なかなかできないということで、荒れていた土地でありましたけれども、日本理化工業所さんでサッカーの練習場として使っていただいております。今、小学生、中学生、若い人たちが練習をしているわけでございますけれども、その後、観光農園いわふねがピンチになりまして、非常に苦しいということで、観光農園についても増資ということで7,000万円ほど入れていただいて、そして今順調に経営をしている状況であります。そして、その次に5,000人収容のスタジアムを造るということで、社長に聞きましたら、大体年間15回試合をする。そうすると、5,000人以上はスタンドありますけれども、単純な計算ですけれども、7万5,000人あそこへ来るわけです。そのほかに、練習試合等もあるから、10万人近い人がもしあそこに来てくれるということになれば、すばらしいことだなと私は思っています。今、美術館、文学館を造っておりますけれども、あそこへ三十数億円かけて、そして年間1億4,000万円かかるわけでございますけれども、そこに何人、本当に入館されるのだろうか、10万人以上は来てもらわなくては困りますけれども、それだって大変であります。何もお金をかけずにあそこに10万人の人が来てくれる、あるいはこの栃木市に来てくれるということは、私は活性化につながるだろうと思っています。

小野寺北小学校の廃校に伴って学校ができるということで、先生合わせて214名があそこで練習をすることになりますけれども、あの土地は、先ほど1億5,000万円ということでもありますけれども、私も不動産を少しかじっております、ほとんど売れない状況です。売れても幾らもしないということ。あれを壊すということになれば2億2,000万円、2億3,000万円かかってしまう。そうい

うことを考えて、将来のことを考えたら、恐らくあそこは無償で譲渡して、そしてそのことが、青木委員も話をしましたけれども、それが地域の活性化だけではなくて、栃木市全体の活性化につながっていく、発展につながっていく。栃木市の皆さんで夢を持っていただきたい、そのように思っております。100年前、東北本線を排除しました。また、30年前はここにアウトレットショップ、地域整備公団が立ち上がるわけでありましたけれども、それも断りました。そのことを前の役員さん、係長時代でその責任を持っていた人が私と話をされたことがありますけれども、議員も地域の人も反対でできなかった、市は造りたかった、そんな話をされましたけれども、今度新市になって、1市5町になって、今度そんなことがあってはならないと私は考えております。今回は、やっぱり大いに賛成して、また応援してやって、大きな栃木市として夢を持ちたい、そんな気持ちでいっぱいあります。だから、賛成をしたいということです。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかに。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私も賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

賛成の立場の委員から様々な意見が出ております。中身的には同じような考え方でございます。確かに執行部の進め方の問題点というのはあったような気がいたします。しかしながら、その地域を活性化させる、将来に希望を持てる、その地域をつくっていくというのも我々議員の役目かなと思っております。実は代表者会議で、取り下げるべきという意見が6会派から出されたということではあります。その後、執行部側でも何度か研究会を開いていただいた。また、我々総務常任委員会でも勉強会を開いて、多くの議員さんが、その中で全部は賛成し難い部分はあるけれども、この状況では仕方がないのではないかと方向に変わってきたと思うのです。ですから、私は今回100%とは、これは言えない。今後の問題、課題もあります。そういった部分は、今後執行部あるいは議会で慎重に議論しながら進めていただければいいのかなと、そのように思っております。今回の無償譲渡については、賛成をいたしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） ほかに討論はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 賛成か反対かというのは、私は先ほど明言しなかったものですから、私も賛成という立場でございます。

ただ、やはりいろんな委員さんが言いました、多分いろいろ情報開示方法とか、スピードとか透明性、その辺をしっかりと考えていただいて、今後進めていただきたいと思います。それと、こういった議会でも紛糾しているというのは、大栗社長にもしっかりと伝えていただいて、今後栃木市との関わり合い、どういう在り方が、本当に我々これだけ悩んで、本当にみんなこれだけ紛糾した中で結論を出すわけですけれども、その会社側にもしっかりと栃木市を共に支えていただけるよう

な形にしていただければと思っております。それと、何度もお話ししますが、執行部に関しては、本当に議員が納得するような情報開示の仕方を求めまして、私は賛成の立場です。

○委員長（中島克訓君） 全員の討論を聞いたのですけれども、ほかに討論はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第50号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	大浦兼政	青木一男	関口孫一郎	梅澤米満	天谷浩明
	福田裕司				
反 対	入野登志子				

○委員長（中島克訓君） 起立多数であります。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第7、議案第51号 工事請負契約の締結について（都賀保健センター・都賀文化会館解体工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） よろしく願いいたします。ただいまご上程をいただきました議案第51号、工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書によりご説明申し上げます。

議案書は168ページ、議案説明書その2の108ページから109ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、その2の108ページをお開きください。

議案第51号、工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります。都賀保健センター、都賀文化会館解体工事請負契約を栃木市都賀町合戦場248番地1、落合工務店・松新建商特定建設工事共同企業体、代表者株式会社落合工務店、代表取締役落合幸之助と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

なお、次の109ページであります。工事概要でございますが、本工事は都賀文化会館、RC造り4階建て、都賀保健センター、RC造り二階建てほか資料に記載の附帯施設を解体するものでございます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入れますが、議案書の168ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。1、契約の目的につきましては、都賀保健センター・都賀文化会館解体工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。3、契約の金額につきましては、2億5,726万8,000円であります。4、契約の相手方につきましては、栃木市都賀町合戦場248番地1、落合工務店・松新建商特定建設工事共同企業体、代表者株式会社落合工務店、代表取締役落合幸之助であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は8つの共同企業体で、落札率は90.00%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 説明ありがとうございました。

確認させていただきます。議案説明書のその2の109ページのところの上のところ、予定価格が1億5,000万円以上の工事または製造の請負とあるので、1億5,000万円以上かかるので、今回議会にかかってきているということよろしいですね。

○委員長（中島克訓君） 川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） そのとおりでございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました、ありがとうございます。

それで、今回は金額が書いてあるので、2億5,700万円ぐらいでやるのですけれども、事後審査型条件付と、こう書いてあるので、これは入札が落合工務店さんと決まりましたよね。決まった後に事後審査というのは、こういうふうにしてとかと審査をするわけですか。ごめんなさい、よく分からないので、お聞きいたします。

○委員長（中島克訓君） 川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） この件につきましては、本来所管は契約検査課になりますが、事後審査型につきましては、入札公告におきまして入札参加できる必要な資格要件等を定められておきまして、それに基づきまして、入札参加者が最新の状態の資格要件をクリアしていただくために、入札後、事後という形で審査を行っておりまして、必要な要件といたしまして、工種である

とか代表構成員、それから必要な配置技術者等を定めておきまして、これらを勘案いたしまして、入札後に落札を保留とさせていただきます、事後審査を行って落札を決定するという流れになっております。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほど8者というのですか、8共同企業体が90%の落札になったということなのですけれども、これに対しまして入札参加した、その俗に言う栃木市内の業者というか、そういう業者は何者かおられたのですか。

○委員長（中島克訓君） 川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） 全て栃木市内の業者であります。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員、よろしいですか。

○委員（天谷浩明君） はい、結構です。

○委員長（中島克訓君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第51号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構ですので、お疲れさまでした。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時10分）

○委員長（中島克訓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第8、議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和2年度栃木市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億9,582万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ895億4,269万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は、第4表、地方債補正による。第2項は、地方債の変更は、第5表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページ、5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、8ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分は10ページ、11ページにあります6項目になりますので、10ページをお開きください。中ほど、上から8項目め、9款1項防災事業であります。同報系防災行政無線のシステムサーバー更新と併せて実施する音声登録操作を効率化するためのシステム開発に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、繰越しをさせていただくものであります。

次の被災者住宅復旧支援事業費補助金であります。半壊世帯の一部について復旧工事の年度内完了が難しいことから、補助金の年度内交付が難しいため、繰越しをさせていただくものであります。

次の消防職員福利厚生事業であります。職員の感染予防のため、B型肝炎ワクチン等の接種を

予定しておりましたが、新型コロナウイルスワクチンの予防接種スケジュールを踏まえ、年度内での接種完了が難しいことから、繰越しをさせていただくものであります。

次の訓練用安全管理器具購入事業であります。訓練用安全マットの購入について購入手続を進めたところ、年度内の納入が困難であることから、繰越しをさせていただくものであります。

次に、11ページを御覧ください。上から4項目め、10款4項伝建地区拠点施設整備事業であります。例幣使街道沿いの新築修景工事において、昨年度の先行工事で衛生設備等の納入が遅れ、今年度の工事にも影響が生じ、年度内での事業完了が困難であるため、繰越しをさせていただくものであります。

次の伝統的建造物群保存事業につきましては、保存地区内の建造物修繕等に対し工事費の一部を補助するものであります。一昨年の台風災害に対する復旧工事が市内に集中したこと等の影響により修繕工事に遅れが生じ、年度内での事業完了が困難であるため、繰越しをさせていただくものであります。

次に、12ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（変更）につきましては、所管関係部分がございますので、次の13ページを御覧ください。

第4表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の減収補填債について追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、次の14ページ、15ページをお開きください。

第5表、地方債補正（変更）であります。本表は14ページが補正前、15ページが補正後となっております。14ページ、補正前の起債の目的欄1項目め、公共施設等再編事業から、一番下の道路橋りょう災害復旧事業までの計14件について、起債の限度額を15ページのとおりに変更をさせていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

次に、少し飛びまして、37ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。37ページが歳入、次の38、39ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただきます。引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、40ページ、41ページをお開きください。

1款1項2目1節現年課税分は、補正額3億1,160万5,000円の減額であります。説明欄の1行目、現事業年度分均等割、2行目の現事業年度分法人税割、3行目の過事業年度分につきましては、いずれも企業収益の減少などにより収入額の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、4項1目1節現年課税分は、補正額3,000万円の減額であります。説明欄の旧三級品につきましては、特例税率の廃止などにより販売本数の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、2款1項1目1節地方揮発油譲与税は、補正額1,000万円の減額であります。説明欄の地方揮発油譲与税につきましては、これまでの交付実績などを踏まえ減額補正するものであります。

次に、3款1項1目1節利子割交付金は、補正額1,000万円の減額であります。説明欄の利子割交付金につきましては、先ほどの地方揮発油譲与税と同様に、これまでの交付実績などを踏まえ減額補正するものであります。

42、43ページをお開きください。6款1項1目1節法人事業税交付金は、補正額4,780万円の増額であります。説明欄の法人事業税交付金につきましては、法人事業税の一部が市町村に交付される本年度からの新たな交付金であります。これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節地方消費税交付金は、補正額1億円の減額であります。説明欄の地方消費税交付金につきましては、当初予算において税率の引上げ等を加味し、計上したところでありますが、今年度これまでの交付実績などを踏まえ減額補正するものであります。

44、45ページをお開きください。中ほど、15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額7,411万4,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の補正予算による交付額の増が見込まれるため、増額補正するものであります。

少し飛びまして、48、49ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金は、補正額2億4,027万7,000円の増額であります。説明欄の1行目、県災害救助費繰替支弁金負担金につきましては、県からの概算交付額の増が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、2項1目1節総務管理費補助金は、補正額475万円の減額であります。説明欄のわがまち未来創造事業交付金につきましては、コロナ禍により対象事業の一部が中止となったため、減額補正するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。中ほど、17款1項2目1節利子及び配当金は、補正額122万7,000円の減額であります。説明欄の1行目、財政調整基金利子及び2行目の減債基金利子につきましては、金利低下により各基金利子の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

52、53ページをお開きください。18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額100万円の増額であります。説明欄の企業版ふるさと応援寄附金につきましては、市外事業者から寄附の申出があったため、増額補正するものであります。

次に、一番下の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額12億8,633万6,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰入りを減額補正するものであります。

54、55ページをお開きください。12目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金は、補正額229万7,000円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター活用事業等の財源調整として基金からの繰入りを増額補正するものであります。

す。

1つ飛びまして、14目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額1億円の減額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業費の財源を本年度のふるさと応援寄附金収入へ振り替えるため、基金からの繰入を減額補正するものであります。

1つ飛びまして、20目1節小平浪平顕彰基金繰入金は、補正額190万円の減額であります。説明欄の小平浪平顕彰基金繰入金につきましては、小平浪平生家整備事業費等の財源を本年度のふるさと応援寄附金収入へ振り替えるため、基金からの繰入を減額補正するものであります。

次に、一番下の21款5項4目2節雑入は、補正額2,914万9,000円の減額であります。説明欄の1行目、オリパラ観戦ツアー参加者負担金等（スポーツ連携室）につきましては、オリンピックの開催延期により観戦ツアーを中止したことから参加者負担金が見込めないため、減額補正するものであります。

次の北部健康福祉センター電気料等（西方地域づくり推進課）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により北部健康福祉センターの稼働率低下等のため電気料収入の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

56、57ページをお開きください。22款1項市債であります。市債につきましては、説明欄にありますように、市債の種類ごとに細かく分類され、数も多くございます。そのため、各項目の説明内容を追加資料として別紙にまとめさせていただきましたので、恐れ入りますが、お手元のタブレットにあります令和2年度一般会計補正予算（第11号）22款市債資料と、ちょっと長いのですが、そちらのほうも併せて御覧いただければと思います。かなりボリュームがありましたので、別紙に記載させていただきました。

市債につきましては、予算書のほうでは56、57ページの1目1節総務管理債から次の58、59ページ、10目1節減収補填債まで、説明欄で25項目ございますが、合計で2億5,540万円を増額補正させていただきたいというものであります。個々の説明については、恐れ入りますが、追加資料に記載のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思いますが、市債につきましては、各事業費の増減や財源の変更等により補正をさせていただくものとなっております。

なお、10目1節減収補填債につきましては、普通地方交付税の算定に反映されなかった減収の補填を目的として発行できるものであります。先頃地方税法が改正されまして、令和2年度限りの特例として対象税目が拡大されましたので、追加補正をさせていただきたいというものであります。

以上で歳入の所管関係部分についての説明を終了させていただきます。

引き続き歳出の所管関係部分について説明をさせていただきますので、60ページ、61ページをお開きください。まず、2款1項1目一般管理費は、補正額1,919万7,000円の減額であります。説明欄の1行目、自治基本条例推進事業費であります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため市民会議全体会の開催を見合わせたことから、報酬を減額補正するものであります。

次の非核平和事業費であります。同じく感染拡大防止のため、広島平和記念式典への中学生の派遣を中止したことから、委託料を減額補正するものであります。

次の特別職人件費であります。市長、副市長の共済費に不用額が見込まれることから、共済費を減額補正するものであります。

次の会計年度任用職員共済費であります。職員の産育休や欠員補充等により任用する会計年度任用職員共済費に不用額が見込まれるため、共済費を減額補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（職員課）であります。同じく会計年度任用職員人件費に不用額が見込まれるため、報酬等を減額補正するものであります。

2目文書広報費は、補正額106万6,000円の減額であります。説明欄の1行目、マスコットキャラクター応援基金積立金であります。マスコットキャラクター応援寄附金の減が見込まれるため、積立金を減額補正するものであります。

次のシティプロモーション事業費であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の見直しにより事業費に不用額が見込まれるため、委託料を減額補正するものであります。

3目財政管理費は、補正額70万円の減額であります。説明欄の1行目、減債基金積立金及び次の財政調整基金積立金につきましては、当該基金利子の減が見込まれるため、積立金を減額補正するものであります。

5目財産管理費は、補正額3,932万9,000円の減額であります。説明欄の1行目、庁舎管理費（西方）であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施設の稼働率等が低下し、事業費に不用額が見込まれるため、需用費を減額補正するものであります。

次の庁舎管理費（栃木）であります。電気や都市ガス料金が当初想定より低額であったため、事業費に不用額が見込まれることから、需用費等を減額補正するものであります。

次の自動車管理費（栃木）であります。燃料価格が当初想定より低額であったため、事業費に不用額が見込まれることから、需用費を減額補正するものであります。

次の入舟庁舎解体事業費であります。入札の執行により事業費に不用額が見込まれることから、工事請負費等を減額補正するものであります。

次の本庁舎レイアウト変更事業費であります。変更内容を見直し工事範囲を最小限にしたため事業費に不用額が見込まれることから、工事請負費等を減額補正するものであります。

次の本庁舎空調機改修事業費であります。改修内容を見直すことにより設計業務委託の分量が減少したため、事業費に不用額が見込まれることから、委託料を減額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額2億759万3,000円の減額であります。説明欄の1行目、ふるさと応援基金積立金であります。ふるさと応援寄附金の一部を新型コロナウイルス感染症対策事業費等に付け替えるため、積立金を減額補正するものであります。

次の小平浪平顕彰基金積立金であります。財源となるふるさと応援寄附金うち当該事業に対す

る寄附額の増などが見込まれるため、積立金を増額補正するものであります。

次の第77回国民体育大会開催関係事業費であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により視察等を中止したため事業費に不用額が見込まれることから、旅費等を減額補正するものであります。

次の東京2020オリンピック・パラリンピック事業費であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催延期に伴い関連イベントを中止したため、事業費に不用額が見込まれることから、委託料等を減額補正するものであります。

次のプロスポーツ連携事業費であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により連携イベント等の見直しを行ったため事業費に不用額が見込まれることから、委託料等を減額補正するものであります。

62、63ページをお開きください。10目情報システム管理費は、補正額1,146万7,000円の減額であります。説明欄の1行目、情報端末管理費（栃木）であります。ウェブ会議等の環境整備のために導入したタブレット端末について、入札の執行により事業費に不用額が見込まれることから、備品購入費を減額補正するものであります。

次の内部情報系サーバー管理費であります。老朽化により更新したネットワーク機器について、入札の執行により事業費に不用額が見込まれることから、使用料及び賃借料を減額補正するものであります。

次の統合型地理情報システム整備事業費であります。使用ライセンスの調整により事業費に不用額が見込まれることから、使用料及び賃借料を減額補正するものであります。

次に、11目渡良瀬遊水地対策費は、補正額135万円の減額であります。説明欄の渡良瀬遊水地活用促進事業費であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により渡良瀬遊水地フェスティバルを中止したため事業費に不用額が見込まれることから、負担金補助及び交付金を減額補正するものであります。

次に、15目諸費は、補正額1,149万2,000円の増額であります。説明欄の1行目、市民協働まちづくりファンド積立金であります。財源となるふるさと応援寄附金のうち当該事業に対する寄附額の減などが見込まれるため、積立金を減額補正するものであります。

次の国県支出金返還金（危機管理課）であります。県災害救助費繰替支弁金負担金の返還額が減少する見込みとなったため、償還金利子及び割引料を減額補正するものであります。

次に、64ページ、65ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は、補正額1,000万円の減額であります。説明欄の職員人件費であります。人事異動及び育児休業取得者に伴う実質支出人数の減により人件費の減が見込まれるため、給料等を減額補正するものであります。

以下、各科目における職員人件費につきましては、人事異動などによる支出増減の見込額により補正するものでありますので、恐れ入りますが、以降の説明は省略をさせていただきます。

次に、少し飛びまして、102、103ページをお開きください。中ほどの9款1項3目消防施設費は、補正額206万6,000円の増額であります。説明欄の消防基金積立金であります。財源となるふるさと応援寄附金のうち当該事業に対する寄附額の増などが見込まれるため、積立金を増額補正するものであります。

また、少し飛びまして、122、123ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額ゼロ円となっております。これは122ページの右端、ちょうど中ほどにあります財源内訳を変更するものでありまして、歳入における災害援護資金貸付金収入、こちらが増額となるため、一般財源とその他特定財源、こちらを財源補正するものであります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 説明ありがとうございます。

では、歳入のところで53ページ、企業版ふるさと応援寄附金というのを言われて、市外の事業者から寄附をいただいたというところで、小久保議員が質問した中のことかなと思ったのですが、個人のふるさと納税は分かるのですが、企業版となると、この企業はどういった対応、処遇というか、やったことによってメリットがあるのだと思うのですが、内容を教えていただけないでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

企業版ふるさと納税につきましては、本市のまち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、地域再生計画を立てるということがまず前提にございます。ちょっと回りくどい説明になってしまうのですが、地域再生計画を立てて初めて本市で企業版のふるさと納税を受けることができることになりました。その第1号が、今回補正予算で上程している100万円の内容でございます。

企業様からは、こういうことで使いたいというまず目的が示されまして、それが栃木市が策定した、先ほど申し上げた地域再生計画に合致するかどうかということが、まず1つポイントになりま

す。その上で合致する、この事業にということ、この場合は明確にこういった事業に充てるということが必要になってきますので、今回の場合は子ども未来基金に一旦入れさせていただいて、来年の産前産後ヘルパー派遣事業に充てるということにしております。そういった手続がありまして、企業さんからの寄附の趣旨の申出があって、それに対して栃木市の計画と合致するかどうかというのがまず1つあります。企業さんに対しては、これ寄附ですので、企業側に対する、このことに対する利益の供与というのは全くございませんし、認められてもいないというものでありまして、今回につきましては、先日新聞で発表させていただきまされたけれども、感謝状をお渡しして謝意は表したということでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第1号の上程、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第9、陳情第1号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める国への意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩崎書記。

〔書記朗読〕

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

この件は、全員の委員から意見を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、天谷委員から順に意見を述べていただきたいと思います。お願いします。

○委員（天谷浩明君） では、委員長から1番の指名を受けましたので。

私は、まず賛成をさせていただきます。常にこの案件につきましては、賛成の立場で一応お話をさせてもらっています。日本が、ここに書いてあります、被爆国であるということは、もう揺るぎのない事実であります。まして、市民憲章でもそういう内容をうたっているわけです。やはり人それぞれ思いはあるかもしれませんが、平たく言うと、この議会でも自民党とか公明党とか共産党とかいろいろあります。私は今無所属なので、自由に発言をさせていただきますが、党派を超えて、これはやはり国が対応する仕事であります。地方自治体としては、やはり賛成という立場を取って国に上げて、何らかの動きをしてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

それでは、梅澤委員お願いします。

○委員（梅澤米満君） 私は、反対の立場で意見を述べたいと思っております。

この趣旨の内容はよく分かります。こうしてもらいたいというふうに思っておりますけれども、中国、それに北朝鮮、ロシア、みんな核兵器を持っています。日本に向けてやっておりますけれども、特に中国は軍事力も22兆円ということで、国防費ですけれども、日本の4倍ということもありますので、今回は賛成はできませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（中島克訓君） 次に、入野委員。

○委員（入野登志子君） 私も梅澤委員と同じで反対の立場であります。なぜかという、ここの条約に署名をしている国というのは、核を持っていないところが署名をしています。日本ももちろん署名をしていかなければいけない立場ではあるけれども、でも過去に北朝鮮が、どこから飛んでくるか分からないようなミサイルを発射している。そういった中で、日本だけではそれは守れない。しかし、アメリカの傘の下にいるというところで、日本は今ちょっと守られている状況でもあるので、日本が被爆国であるからこそ、その持っていない国と持っている国の橋渡しになって、将来的には日本も条約に署名していく環境の土壌をつくっていただければいけないと思っておりますので、ここに関しては反対の立場で言わせていただきます。反対。

○委員長（中島克訓君） 分かりました、ありがとうございます。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私も不採択の立場で意見を言わせていただきます。この陳情の趣旨も十分に分かっております。また、栃木市は平成24年3月に非核平和都市宣言をしております。しかしな

がら、特に日本を取り巻く東アジア地域、国家間交渉に応じない、また核の開発実験をしている国もあるわけでございます。そんな中、東アジア地域が紛争の火種になりかねないということも、十分皆さんが承知していることかなと思っております。これは、国の外交防衛に関する国家間の問題であろうかと思えます。これは、国のほうで慎重に議論、解決すべき問題かなと思っております。

以上のことから、私は不採択とすべきと思っております。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私も不採択の立場でちょっと説明させていただきます。

核保有国、常任理事国5か国とそのほか4か国、その中に脅威とされています北朝鮮が入っているということで、私としては、核というのは当然もうゼロにしたいという思いはいっぱいあります。もう要らないというふうな思いであります。ただ、現実を見たときに、そういった恐怖にさらされている中で、果たしていいものか。私も、この採択、不採択に関してはかなり、正直言って悩みました。私も少し勉強させていただいたのですが、批准とは何かということなのですが、国家が条約に拘束されることに同意する手続の一つであるということなのですが、拘束される同意の手続ということで、これはすごく重みがあるのだなと、これは世界的な核の保有に対しての賛否を出すには、私は重みがすごくあるということを考えました。そして、日本が今行っている核というもの、もうなくそうという動きにはなっていますと私は思います。その中で、核兵器不拡散条約、NPTというのがあります。それと、核廃絶決議案というのを毎年日本は出しているのです。それで、百数十か国が賛成されているということです。そういった今現状を考えたときに、核はなくす方向にあって、今果たして批准していいのかなということは、ちょっと今疑問に思っております。それで、核兵器は不要なものというのは、私は当然であると思っています。

また、核禁止条約、この陳情書の中にもありますけれども、その前文に、「いかなる場合も核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法として、核兵器を完全に廃絶することが必要であることを認識する」とあることも承知しております。しかし、先ほど述べました核の脅威の中にさらされている日本で行っている、先ほど私が話しました2つの、国連に投げかけ、国に投げかけている日本の今の状況であるということに対して、私はさらにこれを進めていただきたいというふうに思っております。

それと、まだこれは本当に難しい部分でありますので、さらに研究して、栃木市議会としても何らかの形で国へ訴えるものがあればということの研究しなくてはならないと個人的に思っております。

よって、私は不採択の考えであります。

○委員長（中島克訓君） 次に、福田委員。

○委員（福田裕司君） 私は天谷委員と一緒に、これは採択すべきではないかなという一人でございます。理由については、皆さん述べておりますように、やっぱり核の傘、いわゆる安全保障を守る

ために、非保有国である日本はアメリカの助けというか、簡単に言いますと、中国とかロシアとか北朝鮮も含めてですけれども、撃つぞとなったときに、それを守ってもらえるという安全上の保障なのかなと思うのです。この趣旨もすごくごもっともで、私賛同します。最終的な判断というのは、多分国になると思うのですけれども、では地方でこういう声がある中で、出さないという理由づけがちょっと弱いように私は感じます。だから、確かに研究しなければいけない部分はたくさんあると思うのですけれども、政治家の一人として、国際的な感覚も持たなければいけないのではないかとこのところもありますけれども、それとこの趣旨は、本当に実直な文面になっているし、ごもっともだなというところがあって、やっぱりこれは出すべきではないのかなという観点でいます。

それと、何人か触れていらっしゃるけれども、栃木市の状況としても、その非核平和都市宣言というのを平成24年、出しています。それと、今年度の当初予算の中にも非核平和事業費というのを計上しているのです。これ約300万円ですけれども、行動はそれなりにしているのだけれども、意見書は出さないという強い理由づけが、ちょっと私には結びつかないので、取りあえず市民のこの毅然たる意見というか、それは取り入れて出すべきではないのかなというのがあります。

あと、核保有国に対する規制、抑制というのがやっぱり重要なのかなと。その核の傘も意味は分かるのですけれども、勝手に飛ばされてしまったら、助けてもらえるかどうか分からないのです。だから、それも含めて出すべきかなというふうに思います。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

大浦委員。

○副委員長（大浦兼政君） 最後なので、本当に皆様と同じ意見になってしまうところが多々あります。賛成のお気持ちもよく分かりますし、反対の気持ちも分かります。小野寺北小と一緒に、本当に大部分は賛成なのですが、1つのところが引っかかったりするということが本音でございます。それで、研究会で趣旨採択なんかも提案させていただいている状況でございますが、やはり今回は議員である以上、栃木市議会がマルかバツかをつけるべきだという意見の中で、今回委員会入っているわけでございますので、もちろん栃木市はその事業費、300万円近いお金をかけている、また宣言も出しているということもあります。今回の内容が禁止条約に署名、批准を求める意見書を出すようにということでございますので、私も今核保有国がここに名前を連ねていないことがどうしても引っかかっていましたので、栃木市議会が別の形で意見書を出していくことには大賛成です。今後研究、勉強会を開いていくべきだと思っています。ですから、要望として、そういうものをやっていただきたいということをつけ加えた上での、今回は反対という形を取らせていただきます。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） きれいなことを言う気はないのですけれども、基本的にその今皆さんが言っています。では、どこで変わっていくのだと、日本は。確かに日米同盟の傘下の中で日本はずっと

戦後守られてきているわけです。確かに関口委員が言ったように、中国や北朝鮮があります。しかし、いつ、では核を廃絶していくのだ。私は昨日、ちょっと話それますがけれども、3.11でアメリカの軍隊が放射能の圏域の中に入らない。日本の自衛隊にかなりきつく言って、守れと、英知を絞って守れというような話だったのです。多分こちら辺に来るのではないかなというふうに、私は個人的に察しました。やはり日本国民がこう変わっていかうよというものを発信しているわけですから、せめて地方自治体、地方議会とすれば、市民、国民がやっぱり核はおかしいよと、多分75%が核は要らないというような、これは全般を含めて、発電の関係も含めてですけれども、要らないという話なのです。直ちにはできないのは分かっています。それを踏まえる一歩として、先ほど入野委員も言いました、土壌の一歩に、これが一歩なのです。だから、この文面を、大浦委員が言ったように少し変えてでも、努力を求めるとかの文面に直してでも、何とか今回栃木市からこの核の批准を求める意見、議会としての意見としてでもいいかと思しますので、そこら辺をご納得していただいて、賛同してもらいたいというふうに思います。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

ほかにご意見等がありましたらば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ほかにご意見等がないようですので、ただいまから陳情第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	福田裕司	天谷浩明			
	反 対	大浦兼政	青木一男	入野登志子	関口孫一郎	梅澤米満

○委員長（中島克訓君） 起立少数であります。

したがって、陳情第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時18分）